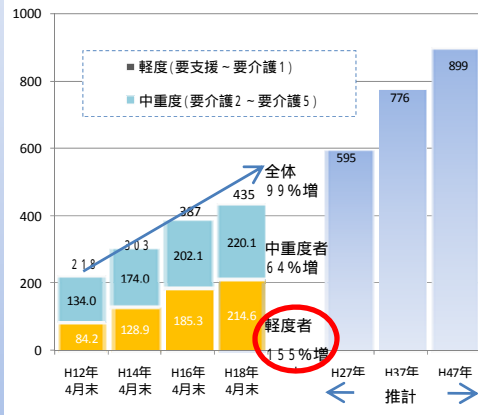


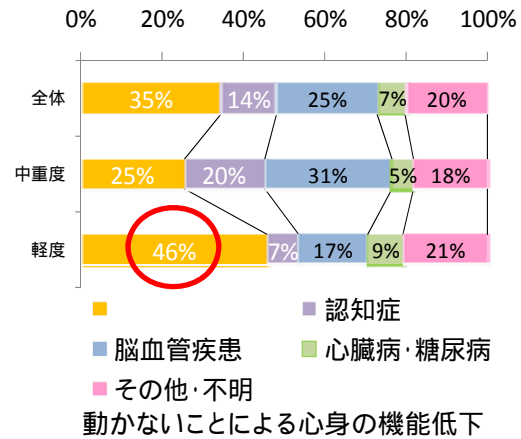
介護予防事業について

(自治体用)

要介護度別認定者数の推移



要介護度別の原因疾患



軽度の認定者（要支援・要介護1）の大幅な増加

約半数は、体を動かさないことによる心身の機能低下が原因

要支援・要介護1は旧基準による

軽度の要介護認定者になることの予防が必要
軽度から中重度化への防止が必要

「介護予防事業」の創設(平成18年度～)

介護予防事業とは、介護保険法第115条の44の規定に基づき、要介護状態等ではない高齢者に対して、予防又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止のための事業で、市町村が実施。事業は、要支援・要介護状態等となる可能性のある高齢者が対象。平成22年度予算額176億円(国費。国1/4、都道府県1/8、市町村1/8、保険料(第1号被保険者:2/10、第2号被保険者:3/10))

一次予防事業

(旧:一般高齢者施策)

【対象者】
高齢者全般

【事業内容】

介護予防普及啓発事業

・講演会開催

・パンフレット作成 等

地域介護予防支援事業

・ボランティア育成

・自主グループ活動支援 等

二次予防事業

(旧:特定高齢者施策)

【対象者】

要支援・要介護状態となる可能性のある65歳以上の方が対象。決定は市町村が行う。

【事業内容】

通所型介護予防事業

・運動器の機能向上プログラム

・栄養改善プログラム

・口腔機能の向上プログラム 等

訪問型介護予防事業

・閉じこもり、うつ、認知症への対応

・通所が困難な高齢者への対応 等